津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　（その16-8）

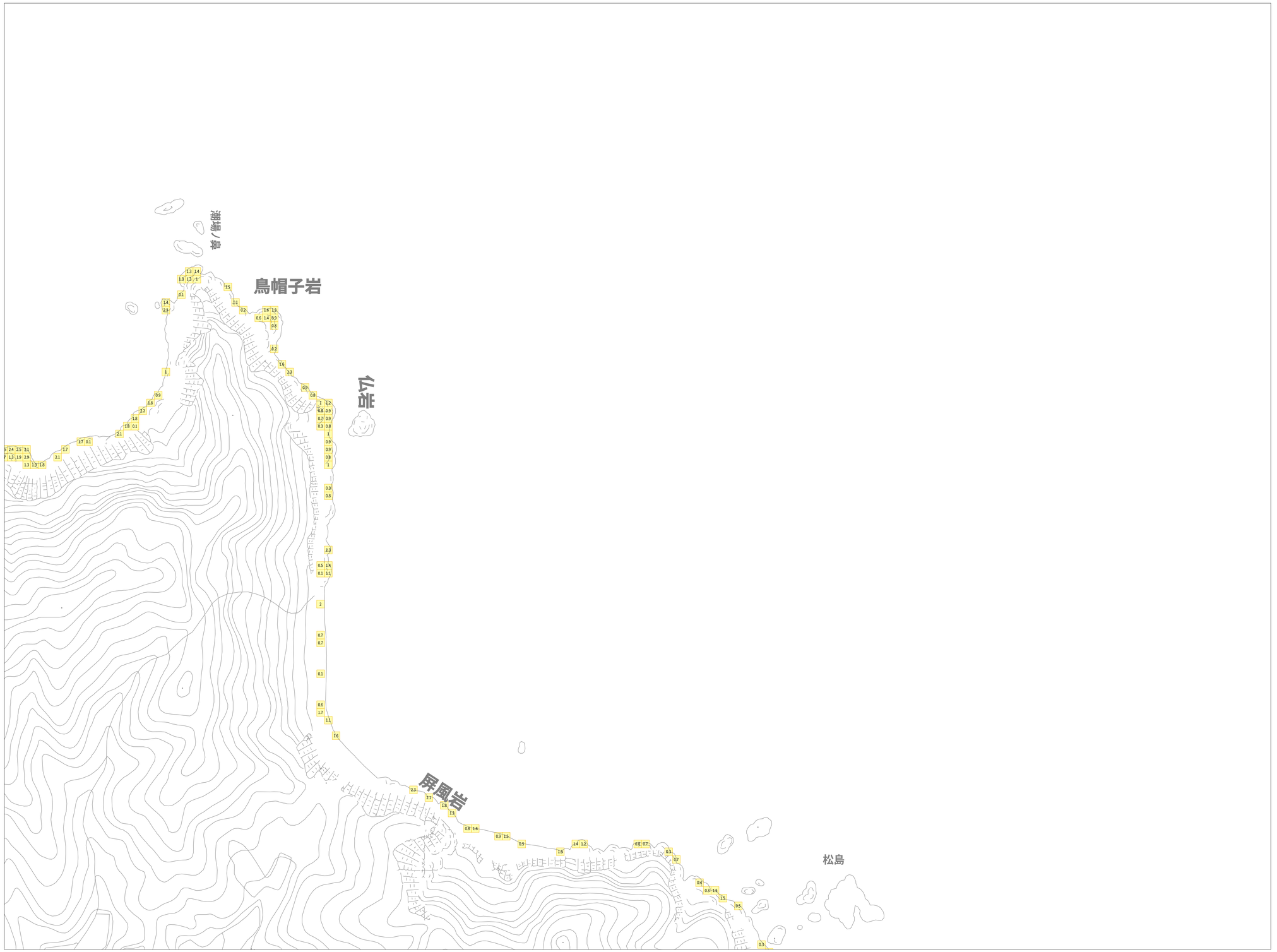

0　100　200　400
メートル

〈留意事項〉

【津波災害警戒区域】

○「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律１２３号（以下「法」という））第５３条第１項に基づく区域です。

○「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第８条第１項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

【基準水位】

○「基準水位」は、法第５３条第２項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。

○「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。
（下図参照）

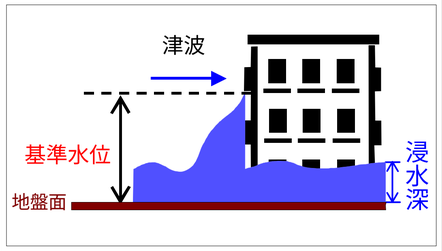

【地形（標高）データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成２１年度から平成２４年度に実施された航空レーザー測量等の結果を基に作成しているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

○「背景地図」は、平成１９年から２４年の航空写真等を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

N	津波災害警戒区域（基準水位）	基準水位（単位:メートル）
縮尺 1／2,500	市町名	長門市
	図面番号	16-8

様式－２
津波災害警戒区域　区域図